

「大企業・中堅企業 × ベンチャー」 でイノベーションを！

産業競争力強化法

ベンチャー投資促進税制

ベンチャーファンドを通じての出資企業は、
出資額の80%を上限に、
損金算入できます。

☐ 対象となる投資家

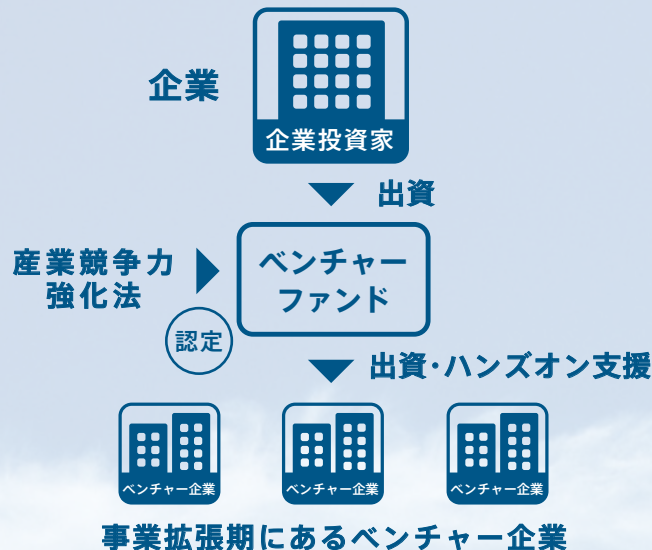
設定ベンチャーファンドへ出資を行った国内法人。ただし、一定の要件をみたす適格機関投資家の場合は、投資事業有限責任組合契約における出資約束金額が2億円以上の者に限ります。

本税制措置の対象となる投資家

認定ベンチャーファンドへ出資を行った国内法人が税制措置の対象となります。ただし、適格機関投資家でその他有価証券である株式等の帳簿価格が20億円以上の投資家の場合は、出資約束金額が2億円以上の場合に限りま。

認定ファンドの主たる要件

- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合であること。
- ・主たる投資先が、事業拡張期にあるベンチャー企業であること。
- ・投資先ベンチャー企業に対して、経営指導を行うこと。

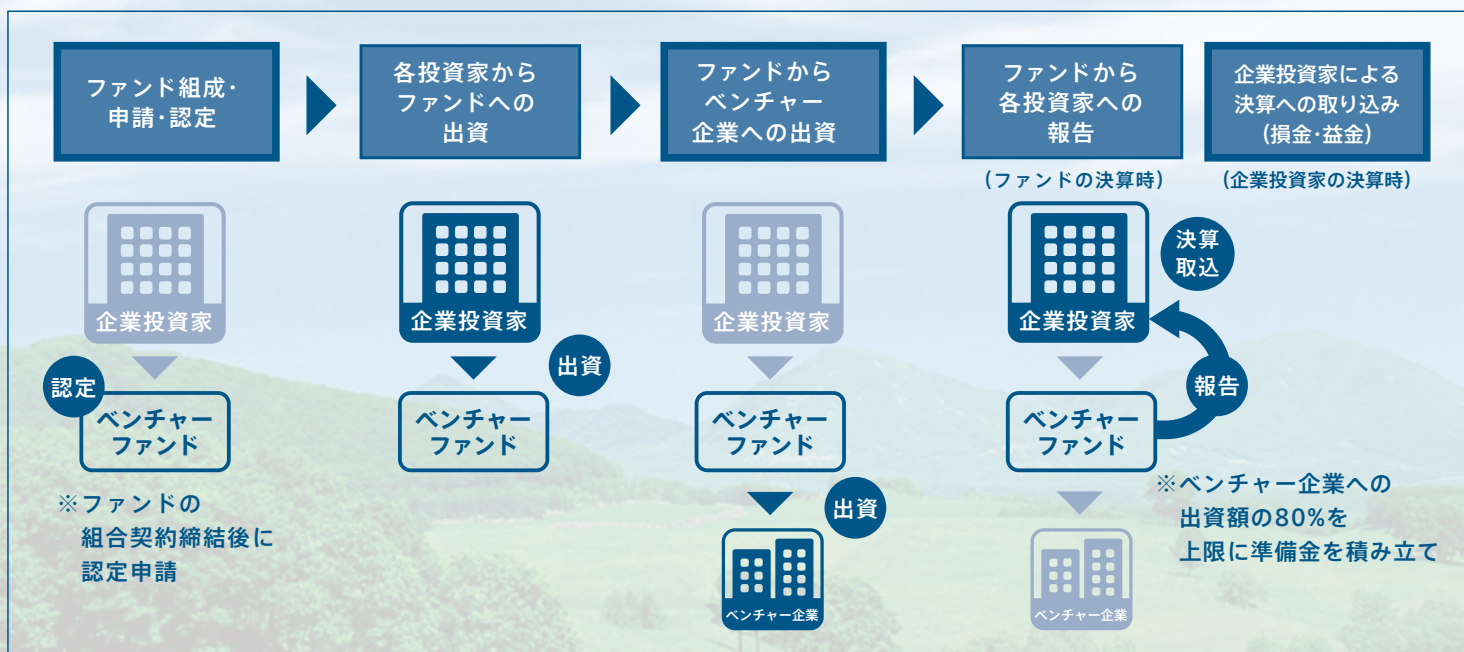


※産業競争力強化法施行日から平成28年度末まで3年間でファンドを認定。認定ファンドの存続期間中は措置が継続。

ファンドの設定から税制措置適用の流れ

- 産業競争力強化法に基づく認定は新規ファンド^(注)を対象としており、当該ファンドへ出資を行った企業が優遇措置を受けることができます。
- 認定ファンドは、ベンチャー企業に出資した額を、ファンドの各年度の決算時に企業投資家に報告します。その投資額の8割を上限に、企業投資家が自社の決算にて、損失準備金として計上し、損金算入することができます。

(注)新規ファンド…ベンチャー企業への出資を行っていないファンド。税制優遇の対象となるのは、計画認定後に認定ファンドへ出資した企業投資家。



ベンチャー投資促進税制についてのお問い合わせ

北海道経済産業局 新規事業室	TEL:011-700-2251	近畿経済産業局 創業・経営支援課	TEL:06-6966-6014
東北経済産業局 産業支援課	TEL:022-221-4882	中国経済産業局 経営支援課(新事業支援室)	TEL:082-224-5658
関東経済産業局 新規事業課	TEL:048-600-0275	四国経済産業局 新規事業室	TEL:087-811-8521
中部経済産業局 経営支援課(新事業支援室)	TEL:052-951-2761	九州経済産業局 新産業戦略課	TEL:092-482-5438
中部経済産業局北陸支局 産業課	TEL:076-432-5401	沖縄総合事務局 地域経済課	TEL:098-866-1730

経済産業省 経済産業政策局 新規産業室 (直通)03-3501-1569

詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/venture.tax.html>